

「指導者」による「暴力・暴言・ハラスメント」や「不適切な言動」について

【沖縄県高体連空手道専門部申し合わせ事項 P15 より抜粋】

- 1) ① 大会期間中、「指導者」による「暴力・暴言・ハラスメント」や「不適切な言動(高圧的・威圧的な言動、過度な叱責の繰り返し等)」については、全空連「空手競技規定組手競技 第 9 条:禁止行為」の「9.1.2」に則り、主審の判断で指導する。

【参考】「空手競技規定 組手競技」(全日本空手道連盟 2023 年 4 月 1 日)

第 9 条:禁止行為「9.1.2」(p24)

「主審は自らの判断のみで、適切な行動をとらないコーチ、試合の秩序を阻害するコーチを競技場から追放し、コーチが遵守するまで試合の継続を延期することができる。主審の権限は、競技場にいる関係者や他のメンバーにも及ぶ。」

第 15 条:審判員の権限と任務「15.3 主審 15.3.1」(p41)

「主審の権限は、競技場だけにとどまらず、その周辺全体に及び、競技場にいるコーチ、他の競技者、又は競技者の関係者の行動をコントロールすることを含む。」

- ② ①を経ても、改善がみられない「指導者」については、専門部において、その対応について協議する。

- 2) 道場関係者や保護者においても、上記 1) に準ずる。